

第3章. 上水道編

第5節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓								
	基本 水量 m ³	料 金 円																													
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17				10	2.8	0.2	36	5.4	0.11			10	3.5		1	0.09												
22. 4. 1	10	4.5	0.38				10	6.5	0.45	36	9	0.2			10	8		1	0.2												
23. 1. 3	10	30	3				10	43.5	4.35	36	60	1.65			10	55		1	1.3												
24. 4. 1	10	60	7				10	87	9	36	120	4			10	130		1	3												
26. 4. 1	10	90	9.2				10	150	15	40	240	8			10	300		1	5												
27. 4. 1	10	110					10	200		40	300				10	500		1	8												
28. 4. 1	10	180	23				10	220	25	100	1,000	12			10	500		1	10				5人 まで	180	35	10	160	18			
29. 5. 1	10	230	25				10	250	25	100	1,700	20			10	500		1	20				1,000	12,000	15	5人 まで	230	40	10	200	25
39. 4. 1	10	285	30				10	310	30	100	1,700	20			10	500		1	20				1,000	12,000	15			10	250	30	
44. 4. 1	10	385	45				10	420	50	100	2,300	30						1	20				1,000	18,000	30			10	320	45	
50. 8. 1	10	560	75				10	560	95	100	4,100	60						1	35					1	65						
55. 4. 1	10	630	90				10	630	115	100	4,600	70						1	40					1	75						
59. 4. 1	10	800	120				10	900	180	1	85							福祉用						1	115						
63. 4. 1	10	980	145				10	1,100	220	1	100							1	70					1	140						
平成 4. 12. 1	10	1,330	200				10	1,500	310	1	135							1	95					1	190						

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓		
	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円	基本 水量 m ³	料 金 円									
12. 6. 1	10	1,300	190				10	1,300	195	60m ³ を超え80m ³ までの部分	240	80m ³ を超え100m ³ までの部分	280	100m ³ を超える部分	310										
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190				10	1,300	195	80m ³ を超え100m ³ までの部分	280	100m ³ を超え300m ³ までの部分	310	300m ³ を超える部分	96										

工場料金以外は上段に同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)								
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金						
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの部分	15m ³ を超え 34m ³ までの部分	35m ³ を超え 54m ³ までの部分	55m ³ を超え 84m ³ までの部分	85m ³ を超え の部分	m ³	円	1m ³ につき	1m ³ を超え 10m ³ までの部分	11m ³ を超え 30m ³ までの部分	31m ³ を超え 60m ³ までの部分	61m ³ を超え の部分	円	1m ³ につき
平成 4. 4.1	10	1,100	130	/	/	/	/	/	20	1,650	130	/	/	/	100	6,710	130
8.11.1	10	1,175	140	/	/	/	/	/	20	1,875	140	/	/	/	100	7,475	140
12. 5.1	8	1,100	/	150	150	160	160	170	20	2,000	/	150	160	160	100	8,625	170
16. 5.1	8	1,100	/	180	190	200	210	220	20	2,000	/	190	200	210	100	8,625	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)	
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円		220円	155m ³ を超え の部分
平成 18.4.1	工場用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
	湯屋用	1	135		
		福祉用	1	95	
臨時給水用	1		515		

※ブルー用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)	
平成 19.3.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円		250円	155m ³ を超え の部分
平成 19.3.1	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
	湯屋用*	1	135		
		福祉用	1	95	
臨時給水用	1		515		

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを用いるものをいう。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金 (円/㎡)		
				8㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	プール用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
	消火栓用			訓練用 1栓 1回10分 1,500円		

※消火栓用については、企業長が必要ないと認めるときは、料金を免除することができる。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別	一般用					官庁用(保育園含む)								
	基本水量	料金	超過料金			基本水量	料金	超過料金						
改定日	m ³	円	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	1m ³ につき	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え の部分	基本水量	料金	超過料金
平成 10.12.24	10	1,175	140	140	140	140	140	140	140	140	140	100	円	1m ³ につき
12. 5.1	8	1,100	150	150	150	160	170	2,000	150	160	160	100	円	1m ³ につき
16. 5.1	8	1,100	180	190	190	200	210	2,000	190	200	210	100	円	1m ³ につき

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)						
				30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分	84m ³ を超え 85m ³ を超える部分	超過料金		
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	10	1,300	190	190	240	280	220
	工場用	m ³	円	10	1,300	190	190	240	280	96
	湯屋用	1	135							
	福祉用	1	95							
	臨時給水用	1	515							

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)						
				30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分	84m ³ を超え 85m ³ を超える部分	超過料金		
平成 19.3.1	一般用	m ³	円	10	1,300	190	190	240	280	200
	工場用	m ³	円	10	1,300	190	190	240	280	96
	湯屋用	1	135							
	福祉用	1	95							
	臨時給水用	1	515							

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別	一般用		
	基本水量	料金	超過料金
改定日	m ³	円	
平成 16. 4.1	8	1,000	80
			90
			100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)					
平成 23.4.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分	
				190	195	240	270	200	
	工場用	m ³	円	※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置	◎[H25年3月31日まで] 10m ³ を超え25m ³ までの部分 25m ³ を超え50m ³ までの部分 50m ³ を超える部分	◎[H27年3月31日まで] 10m ³ を超える部分	◎[H28年3月31日まで] 10m ³ を超える部分	◎[H28年3月31日まで] 10m ³ を超える部分	300m ³ を超える部分
				80円 90円 100円	80円 90円 100円	100円	130円	96	
	湯屋用*	1	135						
	福祉用	1	95						
	臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

(消費税抜き)

年	協定(契約)水量	計画受水量	用水料金	受水費
昭和59～62年度	責任水量制	-	31円/㎡ (未供給地区)	459,389千円
昭和63～平成3年度			44円/㎡ (供給地区)	652,036千円
平成4～7年度	協定水量制	佐賀地区: 23,000㎥/日	基本料金: 62円/㎥ 使用料金: 24円/㎥	1,172,081千円
平成8年度			基本料金: 72円/㎥ 使用料金: 34円/㎥	1,313,766千円
平成9～10年度	協定水量制	佐賀地区: 21,000㎥/日	基本料金: 80円/㎥ 使用料金: 35円/㎥	1,314,365千円
平成11～13年度			基本料金: 80円/㎥ 使用料金: 35円/㎥	1,183,695千円
平成14～16年度	変更 協定水量制	佐賀地区: 20,000㎥/日	基本料金: 82円/㎥ 使用料金: 36円/㎥	1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月			基本料金: 71円/㎥ 使用料金: 33円/㎥	592,508千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	佐賀地区: 20,000㎥/日 諸富地区: 3,543㎥/日	基本料金: 71円/㎥ 使用料金: 33円/㎥	平成17年度: 667,358千円 平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円
平成20年4月～ 平成23年3月			基本料金: 65円/㎥ 使用料金: 30円/㎥	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	佐賀地区: 20,000㎥/日 諸富地区: 3,483㎥/日	基本料金: 60円/㎥ 使用料金: 29円/㎥	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円
平成26年4月～ 平成29年3月			基本料金: 55円/㎥ 使用料金: 29円/㎥	平成26年度: 1,040,116千円 平成27年度: 1,042,876千円 平成28年度: 1,039,953千円
平成29年4月～ 令和2年3月	変更 協定水量制	佐賀地区: 20,500㎥/日 諸富地区: 3,268㎥/日	基本料金: 50円/㎥ 使用料金: 28円/㎥	平成29年度: 966,856千円 平成30年度: 965,158千円 令和元年度: 968,286千円

年	協定水量		計画受水量	用水料金		受水費	
	変更 協定水量制	佐賀地区： 諸富地区：		基本料金： 使用料金：	令和2年度： 令和3年度： 令和4年度：	令和2年度： 令和3年度： 令和4年度：	
令和2年4月～ 令和5年12月		佐賀地区： 34,191m ³ /日 諸富地区： 5,789m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,171m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	令和2年度： 970,823千円 令和3年度： 969,949千円 令和4年度： 967,775千円		
令和6年1月～ 令和8年3月		佐賀地区： 32,603m ³ /日 諸富地区： 5,739m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,067m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	令和5年度： 962,688千円 令和6年度： - 令和7年度： -		

(注) 佐賀地区の受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

(消費税抜き)

年	協定水量		計画受水量	用水料金		受水費	
	協定水量制	久保田地区： 久保田地区：		基本料金： 使用料金：	令和2年度： 令和3年度：	令和2年度： 令和3年度：	
令和2年4月～ 令和4年3月		久保田地区： 2,559m ³ /日	久保田地区： 2,177m ³ /日	基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 10円/m ³	令和2年度： 66,708千円 令和3年度： 65,944千円		
令和4年4月～ 令和5年3月		久保田地区： 2,559m ³ /日	久保田地区： 2,227m ³ /日	基本料金： 58円/m ³ 使用料金： 12円/m ³	令和4年度： 66,914千円		
令和5年4月～ 令和7年3月		久保田地区： 2,814m ³ /日	久保田地区： 2,227m ³ /日	基本料金： 58円/m ³ 使用料金： 12円/m ³	令和5年度： 67,333千円 令和6年度： -		

(注) 令和4年度の協定水量は2,559m³/日、令和5年度からは2,814m³/日で、令和4年4月～令和7年3月の算定期間中での変更となる。

そのため、令和4年4月～令和7年3月の3年間における受水費の算定には、協定水量の平均である「算定水量」(2,729m³/日)が用いられる。

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、水道週間のスローガンである「水道水 安心・安全 これからも」に沿って、市内小・中学校に水道週間ポスターの配布を行いました。

また、コロナ禍以降中断していた「上下水道フェア」を4年ぶりに実施しました。

【上下水道フェア2023】

期 日：令和5年6月3日

場 所：ゆめタウン佐賀

内 容：きき水コーナー、水道・バイオマスパネル展示、水道クイズラリー、縁日コーナー、こども水道教室

<チラシ>



(2) 施設見学

令和5年度の見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 校 (引率者含む)	1, 7 7 5名	7 5名
	そ の 他	2 0名	5 7名
一 般		3 1名	7 4 4名
計		1, 8 2 6名	8 7 6名

(3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）を可能とし、またスマートフォンでの表示に対応するため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。また、オンラインでも浄水場施設見学が体験できるように、浄水場施設見学動画を掲載しました。

<施設見学動画>



(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、上下水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座、下水道・浄化槽の役割や仕組み、下水浄化センターの取り組みなどをわかりやすく説明する下水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
7回	7会場	1 2 3名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

<2023 秋号 (表紙)>



<2024 春号 (表紙)>



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

①ラッピングバス (佐賀市営バス) による広報

平成22年5月、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始をPRするためのスポット広告としてスタートしました。

平成26年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水をPRし、もう片面を「バイオマス産業都市」PR用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施しました。



令和3年10月には、ラッピング自体のひび割れが目立ち始めたことから、水道については「水」をビジュアルで意識してもらえるように、また下水道については、循環型下水道をイメージした新たなラッピングバスを制作しました。ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道のPRとして、大変有効な手段となっています。



②佐賀市立野球場への広告掲載

平成23年6月、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

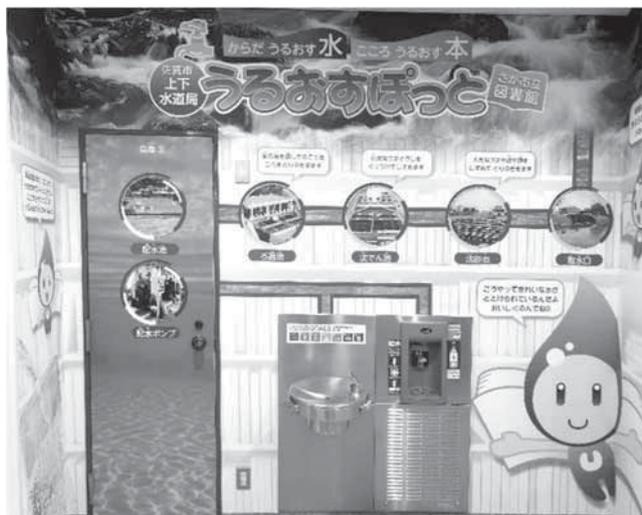
経年劣化が進んでいた令和3年6月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



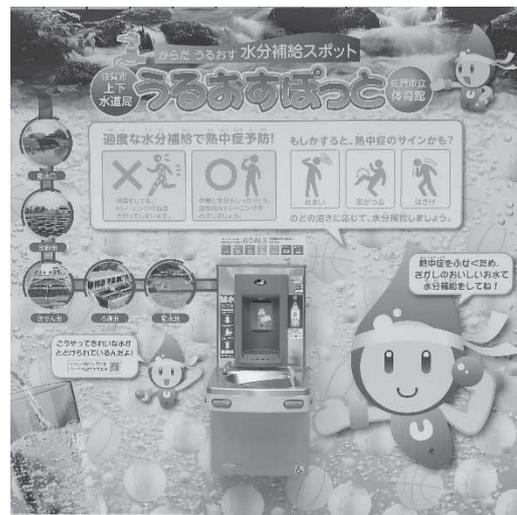
③佐賀市立図書館・市立体育館への給水スポットの設置

令和4年6月に佐賀市立図書館、令和5年6月に佐賀市立体育館にボトルフィルター型給水スポット「うるおすぽっと」を設置し、装置の背面に佐賀市の水道水と佐賀市立図書館や熱中症予防をPRするデザインを施しました。おいしい水道水の提供とあわせて、水分補給による熱中症対策、マイボトルの利用促進でプラスチック製品の使用抑制に貢献します。

<佐賀市立図書館>



<佐賀市立体育館>



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

